

第 25 回大雪山国立公園フォーラム「登山道の管理と責任について」
開催結果概要

- 日 時：令和 3 年 3 月 8 日（月）14:00～16:40
- 場 所：上士幌町生涯学習センターわか 会議室 2 A・2 B+ウェブ会議システム
- 出席者：資料のとおり。ただし、次の点について変更あり。
 - ・東川町（旭岳ビジターセンター）：三島所長から高橋氏にウェブ出席者変更。
 - ・大雪と石狩の自然を守る会：竹田事務局長がウェブ出席から欠席に変更。
 - ・北海道山岳ガイド協会（東大雪地区）：小早川室長が会場出席から欠席に変更。

1. 開会

■大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省大雪山国立公園管理事務所 榊
（開会挨拶）

- 今回、令和 2 年 12 月に発足した登山道維持管理部会の行事として開催することとした。登山道維持管理部会は、登山道に関する課題を実際に解決することを目標として発足した。最初の課題は、管理者不在の登山道区間つまり事業未執行区間の解消であると考えており、それに向けた取組を開始したところ。
- 登山道は、理想的には、行政が管理者となり、民間と連携して維持管理する体制がよいと考えているが、行政の皆さんも民間の皆さんも、管理している登山道上で事故が起きた場合に誰にどのような責任が生じるのかが不安だと思う。
- 今回、溝手弁護士を招いて講演をしてもらい、正確な知識を得ることで、登山道管理に関する不安を取り除きたい。

2. 趣旨説明

■大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省上士幌管理官事務所 橋口
（資料 1 をもとに説明）

- 大雪山国立公園の価値と歩み、現状と課題、目指す姿を整理し、「大雪山国立公園ビジョン」を令和 2 年 6 月に策定した。ビジョンの中で、山岳地域の荒廃を課題として挙げているように、登山道の荒廃は大きな課題だと考えている。
- 大雪山では総延長 300km ともいわれる登山道があるが、東大雪地域や十勝岳連峰周辺を中心に、管理者不在つまり事業未執行の登山道区間が多く存在し、登山道荒廃への対応が進まない原因のひとつとなっている。事業執行が進まない要因のひとつとして、登山道上で事故が起きた場合の損害賠償責任の懸念という登山道の管理責任の問題があると考えており、今回、その懸念を払拭したい。
- 溝手弁護士は、広島県内に法律事務所を開設され、登山関係の調査委員等を歴任し、登

山経験も豊富である。溝手弁護士に講演・質疑応答いただき、登山道の管理責任について学ぶ機会としたい。

3. リモート講演「登山道の管理と責任について」

(みぞて法律事務所 溝手 康史 弁護士)

登山道の管理者について

- 全国的には登山道の管理者がいない場合が多く、低い山や自然公園に入っていない山域ではほとんど管理者がいない。登山道の管理に関する問題、登山道に関する責任問題について、一番問題になるのは管理者が定まっていないということだが、資料の地図を見ると大雪山国立公園では管理者が比較的定まっている箇所が多いと感じた。
- 自然公園は基本的に公有地と私有地が混じり合っている場合が多く、自然公園の中に私有地がある場合、土地所有権との関係で登山道をどうするかといった問題が生じるが、大雪山国立公園はほとんどが国有地であることから、行政相互間の調整によって登山道の管理者を決めることができるため、全国の自然公園の中でも登山道の管理をしようと思えばしやすい山域ではないかと思われる。

登山道の管理に関する法律

- 法律の仕組みから言うと、民法（土地所有権）と行政法（自然公園法、文化財保護法）との関係が登山に関して問題となる局面がある。ただ、山が公有地である場合は、土地所有権についてはそれほど考慮する必要は無い。
- 登山道の管理に係る法律としては民法、刑法、行政関係の法律、スポーツ基本法等（ハイキングなどの施設整備の努力義務）がある。

登山道の形態別管理

- 登山は、ハイキングからクライミングまで範囲が非常に広いが、ほとんどは登山道を歩く登山。転倒、滑落、道迷い等のほとんどの事故が登山道に関連して起きるので、登山道の管理のあり方が事故防止に大きく影響する。
- 登山道の管理とはすなわち整備することだと考える人が多いと思うが、「登山道を整備して安全化していく必要がある」と考えてしまうと、きりが無い。完全に安全化しようと思えば遊歩道になってしまう。
- 安全化した道が遊歩道、多少の危険性のある道が登山道といえるのではないかと思われる。登山とはある程度危険を伴う行為なので、完全に安全化された登山は登山ではなくなる。
- 登山道については形態別の管理が必要になる。危険性の低い登山道、危険度の高い登山道もあり得る。人によって差はあるが、ある程度の危険性があり、それを前提にして整

備していくことが登山道の管理である。

登山道の整備で生じる問題

- 自然公園法で公園事業として歩道を設置するということと、実際にそれを管理するということは別の問題であり、公園事業として計画したからといって当然に管理者が定まるというものではない。土地所有者、行政関係者の中で協議して歩道の管理者を決める必要がある。
- 登山道の管理者を決める場合、誰が整備費用を負担するのか、どの程度整備をするべきか、登山道の管理責任、法的責任、が問題となってくる。
- 登山道の管理者になると、「通常有すべき安全性」を欠く場合に工作物責任や营造物責任が生じる等、ある程度の注意義務が生じる。

登山道での事故の責任

- 歩道における管理責任、損害賠償責任の事例のほとんどは遊歩道で生じている。登山道で管理責任が認められたケースは吊り橋と転落防止柵の2例のみ。鎖、ハンゴ、固定ロープに関する裁判例はない。
- 遊歩道では、「通常有すべき安全性」の内容としてかなり安全化されたものが要求され、重い安全管理の注意義務が生じる。
- 登山道についてはある程度危険性がある前提の歩道だと考えられていて、自己責任が原則であり、転落、滑落、道迷いが生じてもそれは登山者の自己責任という考え方である。
- 橋、柵などの人工物については、登山道に設置されたとしても一定の安全性が要求される。橋は崩落しないように安全管理をする義務が生じる。柵についても登山者が寄りかかるなどの行為が予想される場合、安全性が要求される場合がある。
- 管理者不明な登山道の場合、管理責任が生じにくいということがある。
- 登山道と遊歩道は分けて考えるべきだが、観光地付近では登山道の一部が遊歩道化しているという事例もあり、どこまでが登山道でどこまでが遊歩道なのかわからないという現象も起きている。
- 登山道については形態別に分けて、初心者向け～熟練者向けと何種類かに分ける必要がある。スイスでは6種類の登山道に色分けして管理している。

歩道に関する裁判例

奥入瀬溪流落木事故

- 歩道付近の休憩場所で、長さ約7m直径18～41cmというかなり大きな枝が落下し、観光客が負傷、重い後遺症を負った。
- 観光客が年間50万人利用している場所であり、県や国の管理責任が認定された。

- この場所は登山道ではなく典型的な遊歩道であり、登山道で同じように枝が落ちてきても管理責任を問われることはない。

大杉谷吊り橋転落事故

- 登山道上の吊り橋のワイヤーが切れ、転落して1人が死亡
- 県は、老朽化していることは点検の結果から知っていたため、吊り橋に「1人ずつ渡ってください」と危険表示をしていた。事故当時は50人ほどの登山パーティーが危険表示を確認したが、数人ずつに分かれて渡ってしまい、8人の登山者が渡っている最中にワイヤーが折損。
- 登山者が危険表示に従わなかったということではあるが、橋が崩落するとは通常考えないため、本当に危険がある場合は通行禁止にする必要があった。
- 夏の間だけ架ける仮設の橋であっても、設置するからには管理しなければいけない。
(南アルプス北岳の例)

西沢溪谷歩道転落事故

- 歩道の柵が折損してハイカーが転落した事故。登山道の一部であるが、多くの観光客も訪れる遊歩道にもなっていた。県が歩道の設置管理者であったため責任を負ったとともに、国もある程度費用を負担していたため、国家賠償法の規定に基づき費用負担者も責任を負った。
- 柵を設置する以上は登山者が柵に寄りかかることを予見して設置する必要がある。

清津峡歩道事故

- もともと溪谷にあり危険性のあった歩道を整備して多くの観光客が利用出来るように遊歩道化した場所であることから、落石事故について裁判所は村と県に対して重い管理責任を負わせた。

十和田八幡平城ヶ倉溪流落石事故

- 落石死亡事故が起きて歩道を閉鎖していたが、歩道を再開するにあたり、検討委員会で安全対策等十分検討し、一定の対策を施せば歩道を再開してもよいということで再開した。しかし、平成12年に事故が起きた。
- 落石を完全に防ぐことは難しいと思われる場所であり、落石の危険性も表示し、「自らの責任で注意して利用してください」という看板を設置、ヘルメット（ただし、強度は低いもの）を無償貸出するなど安全対策はしていたが、それでも裁判所は、利用者の責任に基づく行動が求められる登山道ではないとして、市の管理責任を認定した。
- つまり、多くの観光客が利用する遊歩道として市民に提供したからには、そもそも落石事故自体が起こらないようにする義務があるという判断である。

尾瀬落木事故

- 木道上で上から落ちた木によって死亡事故が起きた。このケースでは裁判所は木や木道の管理責任は生じないと判断した。
- 事故現場は国有地で、歩道の管理者は県、木の管理者は国であった。一定の危険を有する歩道の上から、しかもかなり天候の悪い強風時に自然の力で木が落下した。
- ある程度危険性が予想できるような歩道（登山道）での事故だったため、歩道の管理責任は否定された。

これらの裁判例から言えることは、かなり安全化された遊歩道なのか、ある程度の危険性が予想される登山道なのかによって考え方が違ってくる。

登山道の整備と責任の関係

- 登山道の管理者が明確でないと管理責任等の問題は生じないため、登山道の管理者が曖昧な方がよいという風潮があり、登山道の管理者に誰もなりたがらないという傾向が全国的にある。特に私有地が含まれる登山道だとその傾向が強い。
- スポーツ基本法の趣旨からすれば、ハイキング等のために施設の整備をすることは法律が要求していることなので、登山道の管理者をきちんと決めたほうがよい。ただし管理者を決めたからといっても、管理責任に気をつけなければならないのは人工物についてであり、人工物を設置しなければ、人工物についての管理責任は生じない。
- 登山道とは誰でも歩きやすいように整備しないといけないということではないため、橋などの人工物を必ずしも設置しなければならないということはない。人工物を設置する場合は定期的な点検が必要であり、定期的な点検が出来ないのであれば、設置しない方がよい。
- 日本では、整備がされていない環境においてリスクを承認して行動するというアメリカのバックカントリーのような考え方が国民に根付いていないため、整備しないと管理したことにはならないと誤解してしまう傾向がある。
- 重要なことは登山道と遊歩道の区別をすること。日本では両者の区別を意識して整備を行っていないため、曖昧になっている。

標識、危険表示

- 危険性が高いと表示することが登山道を管理するという意味の一つ。整備の不十分な登山道についてはその旨をきちんと表示し、それに応じた利用者が利用するように仕向けることによって事故を防ぐということが必要。
- 登山道を管理する場合は、すべての登山道について標識を整備しなければならないということではない。初心者コースについては標識を整備する必要があるが、熟練者向け

コースでは標識がなくてもよい。欧米では標識が一切ない登山道もある。ただし、標識などが充分に設置されていない旨は表示するべきである。

- 標識を整備する場合は、「通行禁止」といった表示だけではなく、危険性の内容（沢を降りると滝がある、滑落の危険が高い等）も表示した方がよい。
 - ・六甲山の例…「左の道は『迷いやすく』危険です」と危険性の内容が表示されているため、よい例といえる。
 - ・大雪山の例…「ここから先は登山道です。十分な登山装備が必要です。」と、観光客が多く利用する遊歩道と登山道を区別して危険性を表示しているのはよいことである。
 - ・鈴鹿山脈の例…登山道を管理する人がいないため標識が倒れ、矢印がどちらを表示しているか解らなくなっている。
 - ・ニュージーランドの例…誰でも歩けるようなハイキングコースにも落石の危険性があるという表示看板を設置している。

4. 登山道維持管理部会構成員・オブザーバーから溝手弁護士に対する質問

■溝手弁護士

（資料3に沿って、登山道関係者から事前に寄せられた質問に対して回答）

A 管理責任の所在

- 登山道における事故は基本的には登山者の自己責任なので、登山道が整備されていないことで事故が起きても整備した人に責任は生じない。登山道に危険がある場合は、登山口などに危険内容の表示があった方が望ましい。
- ボランティアがササ刈りや登山道を整備したことで事故が起きても責任は生じないが、鎖、梯子、ロープ、柵を設置し、その人工物に欠陥があった場合は紛糾しやすいので、人工物を設置した場合は、誰かがメンテナンス・老朽化した場合は撤去するようにしないと事故が起きやすいし、責任が生じるかは曖昧なので、注意が必要。
- 委託の範囲を超えて整備した場合も、委託に関連した業務と見なされる場合があるが、委託関係と全く関係がない場合は、ボランティアで整備した場合と同じ考え方となる。登山は自己責任で行うので、整備した人が責任を負うことは基本的にない。現地で整備、作業した者は、設置者・管理者の補助と見なされる。遊歩道の場合は委託元が責任を負う。

B 危険性 レベル別の管理、維持管理の程度

- 登山は登山者の自己責任だが、人工物を設置した場合が問題になる。橋、梯子、ロープ、柵は管理責任が問題となりやすい。それ以外の、登山道が荒れているなどの場合は管理責任が問題にはならない。

- 人工物は1年に一回程度の点検は必要で、問題があれば付け替えするか、撤去をする必要がある。予算の都合などで、撤去さえできない場合、標識も老朽化しているのであれば、「このルートは標識がありません、標識が不十分です」という表示をすることが管理していることになる。1年に一回も点検できないのであれば、「この登山道は点検していないので整備されていることを保証できません、荒れているかもしれません」という表示が必要。
- 大雪山グレードのように登山道をグレード別に分けて管理するのはよいことだが、グレード表示する場合は、技術度・体力度と同時に、危険性の程度の表示が大事。転落、滑落、道迷い、初雪があると滑落しやすい、残雪期はスリップしやすい、迷いやすい等、危険の具体的な内容を示すとよい。日本では危険性の表示は歓迎されず、軽視される傾向にある。

C 登山制限・禁止

- 危険性のある登山道についてどう考えるかという問題。「登山道は安全でなければならない」という考えが日本にはある。「事故が起きると通行止めにし、事故がなくなってきたから再開する」といった考えがあるが、危険性の程度は様々なので、再開したからといって必ずしも安全というわけではなく、事故が起きる可能性もある。今にも崩落しそうであったり、崖崩れの危険がある場合は通行止めにするべきだが、そうでないかぎり、多少の危険があるのは登山道の場合は当たり前なので、広く利用できるようにして危険性を表示するのがよい。そうでないと、事故が起きると全て登山道が閉鎖されてしまうということになりかねない。

D 工作物が原因の事故

- 進入禁止のロープは、あまりにも誰でも引っかかりやすいような張り方で張るべきでない。そのような方法でしかロープを張れない場所なら、ロープではなく別の方法により道迷いを防止することが必要。登山者の自己責任が原則なので、法的に責任が生じるか否かではなく、対応が適切かどうかで考えるべき。
- 壊れた木道について、設置者・管理者が明確な場合、壊れた木道を放置していれば管理責任が生じることがあるが、一般論としては木道が壊れた程度であれば登山者が気をつけていけばよいので責任が生じにくい。
- 橋が崩れ落ちて登山者が負傷した場合は問題になる。腐食した橋などは管理者が撤去するまたは付け替えるのがよいが、十分に管理できないなら撤去するのが最善。

E 自然現象が原因の事故

- 人工物以外のものが原因の事故については、登山道の場合、管理責任は生じにくい。登山道が自然現象によって荒廃したり、残雪があるために迷いやすかったりするの当

たり前なので、そのような危険性を表示することが管理者にとって重要。しかし、危険性表示をしなかったからといって管理責任が生じるということにはならない。

F 登山道事業執行について

- 登山道管理者になっても管理責任はほとんど生じない。ただし、登山道に人工物を設置すると、それについて管理責任が生じる場合がある。それ以外には登山道の管理者になることに不利益はない。
- 逆に、登山道の管理者になったからといって管理者にとってメリットがあるわけではないが、登山道を管理することは、利用者にとってメリットがある。最大のメリットは登山道のグレード等危険性を表示してもらえること。2～3年前に新潟県で親子が残雪期に遭難したケースがあったが、その時に「残雪期は迷いやすい」といった表示があれば遭難は防げたと思う。その道は町のハイキングコースとして紹介されていたコースで、残雪期以外であれば遭難はしにくい。事故を防ぐために管理者がいた方がよい。

G 過去の損賠償事例など

- 損害賠償保険として、一般的に施設賠償責任保険はあるが、登山道についてそういった保険に入るのは保険料がかなり高額になるのではないかと思う。したがって、施設賠償責任保険に加入するとすれば、橋や人工的な施設に限って加入することになるのではないか。
- 賠償責任保険に入る意味は、一般国民の場合は、賠償責任が生じた際の責任負担が支払い能力を超えて膨大になるおそれがあるからだが、自治体の場合は必ずしも賠償責任保険に入るとは限らない。自治体が責任を負うのはまれであり、自治体はある程度の支払い能力があるから、保険に入らないことが多い。
- 登山道での事故事例は少なく、管理者に責任が求められるケースは少ない。遊歩道で事故が起きた場合は、行政は基本的に争うため裁判になっており、事故が起きた場合に自治体が素直に法的責任を認めるケースは少ない。先にも紹介したとおり、登山道に関しては柵と吊り橋の事故、2つのケースしか裁判例がなく、近年では登山道では賠償等の裁判の事例はない。

その他の質問

■鹿追町 大西

- 登山道で事故が起きた際の管理責任が管理者（事業執行者）に生じない根拠や証明はあるか？
- 登山道と遊歩道の違いはどこかで明確に示されているか？

■溝手弁護士

- 過去の裁判例はほとんどが遊歩道における事故の事例であり、登山道における事故の

裁判例は柵と吊り橋に関する事例のみ。登山道については自己責任の範囲が広いということが過去の裁判の判決文において再三述べられている。

- 欧米では、バリエーションルートやバックカントリーでの事故など、この種の議論が盛んに行われているが、登山道における事故の裁判例は日本以上に少なく、登山は自己責任という考えが強い。
- 登山道と遊歩道の明確な区別は日本ではされていない。裁判例から判断すると、多くの観光客が利用することを想定した歩道については重い管理責任を認めるというのが裁判所の考え方である。そうではない登山道での裁判例はほとんどない。

■大雪と石狩の自然を守る会 関口

- 大雪山では、登山者が利用するためのロープではなく、高山植物を守るためにロープを張っているところが多いが、急斜面のところではそのロープを頼りにして下る人もいる実情がある。植生保護のためのロープをつかんで事故が起きた場合は、人工物の管理について責任が問われるのか？

■溝手弁護士

- その場合は、このロープをつかんで困るので、「ロープをつかまないでください」「ロープはつかんで登るための物ではありません」といった表示をしたらよい。そのようにすれば、事故が起きてても管理責任は生じない。1年に一度は点検をして、老朽化していれば撤去した方がよい。

■環境省大雪山国立公園管理事務所 榎

- 大雪山国立公園では、登山道補修の際、自然になじむように、周辺の石や倒木を組み合わせさせて階段を作ったりしている。できるだけ自然になじませるように、極端に言えば、整備したことを気付かせないことを目標にしているといえるが、そのような場合でも、橋や木道と同じ人工物ということができ、管理上の責任が生じるのか。

■溝手弁護士

- 先ほど人工物が問題になると言ったのは、その人工物が鎖、梯子など全体重を乗せる物で、それが崩落すると重大事故に繋がり人の生命や身体の安全に直接関わる物のこと。おっしゃるような場合だと、人の生命に直結する物ではないと思う。

■福山市立大学 澤田（※鹿追町の随行員）

- 大雪山の登山道だと、火山灰が堆積して形成され、侵食を受けて非常に滑りやすくなっている場所が多く存在し、問題として認識されている。そのような転倒のリスクを管理者が認識して何もしなかった場合、責任は問われるのか。

■溝手弁護士

- 過去の裁判事例はなく、登山道の転倒・転落は登山者の自己責任。そういった場合は、

危険性を表示するのが望ましい。遊歩道の場合は、事故が起きないようにしなさいというのが裁判所の考え方。登山道の場合は危険表示するのが望ましいが、それをしなかったからといって管理責任が生じるわけではない。

■環境省大雪山国立公園管理事務所 松野

- 溝手先生のご講演の中では、日本語で危険性を表示することについてはふれられていたが、大雪山では外国人利用者が多く、日本語だけの表示では問題があると思うので、多言語による注意喚起の必要性と管理責任についてどのように考えればよいか。

■溝手弁護士

- 事故を防止する観点からすると、これからのグローバル化した時代には外国語による注意喚起も必要で、最低限でも英語での表示があることが望ましい。スキー場コース外滑降の禁止についても英語表示は必要。
- 以前、中央アルプスで韓国人が遭難したケースでは、遭難した韓国人グループからは悪天候で危険だということを教えてもらわなかったということが韓国国内で問題になったようである。韓国国内では登山道が遊歩道化しており、それに慣れた韓国人は日本の山で事故を起こしやすいので、外国人にわかるように危険表示をした方がよい。

5. 事業執行の推進のための管理上の懸念解消に向けた議論

■大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省東川管理官事務所 齋藤

(資料4を説明)

- 上富良野町が新たに事業執行した三段山登山道を事例として取り上げ、事故が起きないための予防策や、万が一に事故が発生してしまった場合の管理責任について考えた。
- 三段山分岐から三段山山頂までの区間では、平成21年8月に岩石崩落が発生し、応急的に登山道使用禁止の措置がとられた。
- 崩落発生当時は、当該区間は上川南部森林管理署の作業用歩道の位置づけで、登山道としては事業未執行、つまり管理者不在であった。通行規制の解除を判断する管理者がいなかったことから、平成26年1月に上富良野町が新たに事業執行者となり、関係機関で検討を重ね、安全対策を講じたうえで令和2年9月に通行規制を解除することとなった。
- 三段山登山道の維持管理は、従来から上富良野町が地元山岳会にササ刈りなどの作業を委託していたため、通行規制解除後は杭やロープなどの管理も委託内容に含めることとし、今後も継続して上富良野町が地元山岳会に作業を委託することとなった。
- 通行規制解除にあたり、経緯および安全対策の内容、利用時の注意事項を記して崩落危険箇所の写真を載せた文書を上富良野町 HP に掲載した。文書の要点は以下のとおり。

- ・崩落発生から 10 年以上が経過して崩落箇所の安定と植生回復が見られることから、関係機関との現地調査を経て通行規制解除を判断したという経緯。
- ・十勝岳温泉と吹上温泉の登山口にそれぞれ、崩落危険箇所の位置図を記した注意喚起看板を設置。
- ・崩落危険区間では、上りと下りの 2 箇所注意喚起標識を設置。
- ・三段山の尾根など悪天候時に滑落の危険がある箇所では進入防止ロープを設置。

■大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省上士幌管理官事務所 橋口

- これまでの説明では、登山道においては注意喚起がなされていないことにより管理責任が問われるものではない、とのことだった。三段山登山道は、遊歩道ではなく登山道と捉えられると思うが、三段山登山道で落石が起こった場合に管理責任が問われる可能性は低いと考えてよいのか。

■溝手弁護士

- この登山道については危険表示もされているし、管理としては問題ないと思う。この場所に観光客が押し寄せるようになり、落石事故が起きてしまった場合に、裁判では問題となる。落石がある登山道はいくらでもあるが、穂高などの北アルプスでは落石があっても登山道は閉鎖していない。落石の危険がある場合には危険性を表示するのが望ましいが、表示をしなかったから管理責任を問われるということではない。

■大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省上士幌管理官事務所 橋口

- 三段山で現在とられている注意喚起の方法や内容は十分といえるのか。もっとこうした注意喚起をした方がよいというのがあればご教授いただきたい。

■溝手弁護士

- 現状の注意喚起はよいと思う。登山道の通行を規制するような場合はできるだけ早く HP 等でわかりやすく発信することが必要だと思う。

<質疑応答・コメント>

■上富良野町 岩田

- 登山道である場合はそれほど管理責任を問われることはないということがわかり安心した。注意喚起など安全対策をとっておいてよかった。

■東川町（旭岳ビジターセンター） 高橋

- 旭岳ビジターセンターにおいて、危険な箇所や怪我をする可能性がある場所について登山者に対してアナウンスをしなかった場合に法的責任は生じるのか。

■溝手弁護士

- 情報発信をすることが望ましいが、それをしなかったからといって法的責任を問われ

ることではない。

■東川町（旭岳ビジターセンター） 高橋

- 旭岳温泉街に自然探勝路があり、立地上、観光客に紹介したり、おすすめしたりしている。紹介するときは、滑りやすくなっている場所や、残雪期は少しササがあってわかりにくいといったことをアナウンスしているが、そのような自然探勝路は遊歩道という扱いになるのか。

■溝手弁護士

- 裁判所では、事故が起きたあとに、当該箇所の観光客の利用状況や危険性の程度等を踏まえたうえで、管理責任が生じることになるのかを評価する。
- 事故が起きる前の段階では、管理者がどのように管理するのかを考えなくてはならない。遊歩道として管理するのか自然のままの歩道として管理するのかを明確に定義した方がよい。今回の質問があった場所は、ビジターセンターでは遊歩道として紹介しているのだと推測する。

6. 総括

■溝手弁護士

- 結局、登山道というのは必ず一定の危険性があるものであり、それを承知したうえで登山を行うわけである。登山というのは範囲の広い言葉であり、ハイキングからクライミングまで含まれてしまう。そのような登山道のレベル、程度に応じた管理のあり方が必要。
- 登山道をすべて安全にするとしたら、韓国のようにすべてが遊歩道化した状態になる。雨が降れば通行止めにし、コンクリートで固めてしまうという管理をすると、登山が面白くなってしまふ。登山はリスクがあるから面白いのであって、登山をする上では一定の危険性があることは仕方がない。登山道のレベルに応じた登山者が利用すれば事故は起こりにくいし、事故が起きなければ責任も生じない。日本では賠償責任を負うことを恐れる風潮があるが、管理責任があってもそれがすなわち注意義務違反となり賠償責任が生じるわけではない。
- 日本のような管理者不在の登山道は先進国では少ない。登山道を管理することは世界のスタンダードになっている。欧米では主要な登山道は管理されている。管理責任を恐れることなく、管理者になってもらえればよいと思う。

以 上